

平成 29 年 3 月 28 日

公益社団法人福井県労働基準協会長 殿
公益社団法人福井県労働基準協会福井支部長 殿

福井労働局労働基準部監督課長

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置
に関するガイドラインについて（お願い）

日頃より、労働基準行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、過労死等が大きな社会的問題となっており、厚生労働省の長時間労働削減推進本部において、昨年 12 月 26 日に「過労死等ゼロ」緊急対策が決定され、これを受けて「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」が廃止され、平成 29 年 1 月 20 日、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が新たに策定されました。

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者には、労働時間管理を適切に行う責務があるところです。しかし、一部の事業場において、自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等により、労働時間の把握が曖昧となり、その結果、過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況がみられるところです。このため、これらの問題の解消を図る目的で、使用者に労働時間を適正に把握する責務があることを改めて明らかにするとともに、本ガイドラインにおいて労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき具体的措置等を明らかにしたものであり、使用者は、ガイドラインを遵守すべきものです。

つきましては、別添のリーフレットにより傘下団体・事業場等に対し広く、本ガイドラインの周知を図って下さるようお願い申し上げます。

